

〔法学新報〕第二二〇号 明治三十四年三月二十日

○討論会彙報

春風春水一時に来るに当り各法律学校に於ける討論会は漸く其芽を發す我東京法学院にては本月も亦た左の問題に付き討論審議を試みんとす定めし侃々諤々の言、斬新奇抜の説を聞くを得可し日は三十一、時は午下一を期す出題者は豊島直通先生なり其の詳細なる光景は例に異て投書する人あらん

甲者あり其知人乙者と未知の人丙者とか共に難船に遇ひ僅に一人のみを救ふに足るべき片舟を互に争奪するに際し乙か丙の為に將に溺死せしめられんとするを目撃し乙を救はんか為め陸上より丙を銃殺せり甲の処分如何

和仏法律学校にても例の五大法律学校懸賞討論会を催ふし本月十七日午前九時より出題者梅博士出席検定の上それ〳〵の懸賞あり法学院の選抜員にては山本宮市君二等賞を得たり問題は左の如き簡單なるもの

株主権は債権者なりや否や（民法第三百六十四条第二項、第四百六十七條商法第四百六十六條第一項、第五百十條、第五百

十一條參照）

日本法律学校にても同日討論会を催ふす筈なりしか和仏のと衝突してはとて延期したりと云ふ新期日は未だ聞かざれども問題は

(一) 土地所有權を外國人に与ふる可否如何

(二) 弁護士に訴訟代理を委任したるとき其法律關係の性質如何

第一問は戸水博士の提出と註せらる誠に左もあるべき事、博士は學者に似ず突飛の政治論を以て顯はる近來弟穂積博士と合はざる所あり將さに帝國大学の教授を罷められんとは齊東野人の語か、第二問は昨年 of 文官試験に於ける迅速作文の問題なり何れも珍とするには足らず（法学院生徒某報）